

令和 8 年4－6月期における分限処分の状況について

1 免職・降任

令和8年4月から6月までの間に免職処分を受けた者は4人で、「官職に必要な適格性を欠く場合」に該当が2人、「心身の故障のために職務遂行に支障がある場合」に該当が2人となっております。

また、降任処分を受けた者は1人で、その事由は「勤務実績不良」となっています。

（備考）前年同期に免職処分及び降任処分を受けた者はいませんでした。

2 降給

令和8年4月から6月までの間に降給処分を受けた者は降格が1人で、その事由は「勤務実績不良による降任」となっております。

（備考）前年同期に降給処分を受けた者はいませんでした。

以 上